

凡 例

1. 集録の内容

本資料は、厚生労働省による平成27年度水道統計調査の結果に、他調査の結果を部分的に補完して取りまとめたものである。

2. 平成27年度水道統計調査の対象

- (1) 対象の水道 水道用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業、専用水道及び小規模水道
- (2) 対象の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(又は平成28年3月31日時点)

3. 水道の区分

- (1) 水道用水供給事業 水道事業者に対してその用水(浄水)を供給する事業
- (2) 上水道 計画給水人口が5,001人以上の水道
- (3) 簡易水道 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道
- (4) 専用水道
 - 寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道(居住人口101人以上又は一日最大給水量 20m^3 以上)であり、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 自己水源の水を供給、又は自己水源と他の水道から供給を受ける水を混合して供給するもの
 - イ. 他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、水槽の有効容量の合計が 100m^3 を超えるもの、又は口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの
- (5) 簡易専用水道
 - 上水道又は簡易水道から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が 10m^3 を超えるもの(上水道、簡易水道及び専用水道以外)
- (6) 準簡易専用水道
 - 上水道、簡易水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽を有するもの(上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道以外)
- (7) 飲料水供給施設 計画給水人口が50人以上100人以下の水道
- (8) 簡易給水施設 計画給水人口がおおむね20人以上49人以下の水道

4. 人口

行政区域内人口は、長野県が公表している「毎月人口異動調査」に基づく市町村別人口とし、これを基礎に給水区域内人口及び現在給水人口を集計した。

5. 給水普及率

給水普及率 = 現在給水人口(常時居住) / 行政区域内総人口
(上水道、簡易水道及び自己水源のみの専用水道の給水人口)

6. 給水量

- (1) 有効水量 有効水量 = 有収水量 + 無収水量
- (2) 有収水量 料金徴収の基礎となった水量(メータによる実使用水量等)
- (3) 無収水量 管洗浄用、公衆便所用、公衆飲料用及び消火用の水量等
- (4) 無効水量 配水管及びメータ上流の給水管の漏水量等
- (5) 比率
 - ア. 有効率 = 年間有効水量 / 年間給水量
 - イ. 有収率 = 年間有収水量 / 年間給水量
 - ウ. 負荷率 = 一日平均給水量 / 一日最大給水量

7. 水源の種類

- (1) 地表水
 - ア. ダム ダムから直接取水、又はダムに水源手当を依存し下流で取水
 - イ. 湖沼 天然湖等の貯水池から直接取水
 - ウ. 河川 ダム及び湖沼以外の河川水
- (2) 地下水
 - ア. 伏流水 河床又はその付近等を潜流する水
 - イ. 浅井戸 自由水面を有し第一不透水層に達するまでの井戸から取水
 - ウ. 深井戸 第一不透水層以下の水を集水する井戸から取水
 - エ. 湧水 自然に地表に湧き出た地下水
- (3) 受水
 - ア. 原水受水 分水を受けた原水等
 - イ. 浄水受水 水道用水供給事業から、又は分水を受けた浄水

8. 経営分析

(1) 有収水量1m³当たりの費用

給水原価 = (総費用 - 受託工事費) / 年間有収水量

※ 平成26年度の公営企業会計基準の変更に伴い、以下の式による算出数値を併記

給水原価 = (総費用 - 受託工事費 - 長期前受金戻入額) / 年間有収水量

(2) 有収水量1m³当たりの給水収益

供給単価 = 給水収益 / 年間有収水量

9. 管路

(1) 導水管

取水施設(水源)から浄水場まで水を導く管

(2) 送水管

浄水場から配水池まで水を送る管

(3) 配水管

ア. 配水本管 配水池から下流で直接給水装置(給水管等)を分岐しない管

イ. 配水支管 配水池から下流で直接給水装置(給水管等)を分岐する管

(4) 基幹管路

導水管、送水管及び配水本管

(5) 耐震適合性のある管

ア 耐震管

耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管、水道配水用ポリエチレン管(高密度)及びステンレス管

イ 「管路の耐震化に関する検討会報告書」において、耐震性能を満たすと評価された管をいう。具体的には上記(5)アの耐震管の他に、K型継手を有するダクタイル鋳鉄管のうち良い地盤に布設されているもの、また、RRロング継手を有する硬質塩化ビニル管をいう(ただし、地震の被災経験が少なく、十分に耐震性能が検証されていない管種、継手を含んでいる。)

※ K形継手等を地盤条件の良い箇所に埋設する場合、その耐震性の評価は水道事業者の判断に委ねられている。

(6) 耐震型継手

ア. ダクタイル鋳鉄管[離脱防止機構付き継手(S・SⅡ・NS・US・UF・KF・PⅡ形等)]

イ. 鋼管[溶接継手]

ウ. 水道配水用ポリエチレン管[熱融着継手]

エ. ステンレス管[耐震型継手]

10. 施設の耐震化

(1) 施設の重要度

ア 浄水場 ランクA 重要度の高い施設(すべての浄水場)

イ 配水池 ランクA 配水本管に直接接続する施設

ランクB 配水本管に直接接続していない施設

(2) 対応済みの判断 下表の塗りつぶし部分に該当した場合を対応済みとする。

○施設の重要度と有すべき耐震性能基準(水道施設の技術的基準を定める省令

	レベル1地震動(L1)に対して	レベル2地震動(L2)に対して
ランクA	施設の設計能力を損なわない	一定の機能低下をきたしても、速やかに機能回復できる
ランクB	一定の機能低下をきたしても、速やかに機能回復できる	—

レベル1地震動 施設の供用期間中に1~2回発生するレベルの地震動

レベル2地震動 想定される最大規模の地震動

※ 上水道の配水池の総有効容量について、「13. 取水量、浄水量及び配水池容量等」と「19. 施設耐震化状況及び災害時確保水量」で数値が異なっているが、国の水道統計調査でも整合が図られていないため、そのまま掲載することとする。

11. [平成26年度長野県の水道]からの変更点

(1) 「Ⅵ 国庫補助事業及び県費補助事業」に交付金事業を追加

(2) 35.簡易専用水道検査状況の「地方事務所等への報告施設数」欄の削除